

みなさん こんにちは！

早いもので、今年も残すところ1か月をきりました。  
今週は気温も低くなり、本格的に寒くなりそうですね。。。

今秋、我が家でカメムシを多く見かけました。  
“カメムシが多いと、その年の冬は雪が多いよ～！”という、  
本当かどうかわかりませんが、いわゆる「天気ことわざ」があるようです。  
出来れば大雪にならないことを祈りたいものです・・・

さて先月のメルマガ冒頭で、  
スマートスピーカー発売についてふれましたが、  
その後、Google社以外にも続々と発売されましたね。  
TVのCMで流れているのをお気づきになられている方も多いと思います。

では、何が発売されたのかというと、  
最初に登場したのが、10月に発売されたGoogleの「Google Home」。  
それを追うようにして、LINEの「Clova WAVE」。  
そして、11月8日にAmazonから「Amazon Echo」が発売になりました。

3社同時期に発売しましたが、どのような特徴かというところ、

・ Google Home  
先月ふれましたので、省略いたします。

・ Clova WAVE  
搭載されているAIの名前は「Clova（クローバ）」。  
「クローバ、今日の天気を教えて！」といったように声をかけます。  
もちろんLINEなので、話しかけることでLINEメッセージが遅れたり、  
LINE Musicが聴けたり、  
天気・ニュース・占いなど、知りたいことを教えてくれたり、  
さらには、赤外線リモコン機能で、家の中の家電を操作できるようです。

・ Amazon Echo  
世界的には一番人気のようです。  
搭載されているAIの名前は「Alexa（アレクサ）」。  
「Alexa、今日の天気を教えて！」といったように声をかけます。  
また、話せば話すほど語彙力がUPしていくようです。

もちろんAmazonなので、Amazon Echoから直接Amazonで販売されている商品を購入することが可能なようで、「Alexa、コーラを注文」と声をかけると、Amazonで販売されている商品を検索して候補として挙げてくれるので、インターネットで検索しなくてもよいので、便利そうですね・・・

その他にも調べると、上記3社以外にもいろいろあるようです。  
まだ日本発売時期は「未定」だそうですが、  
Apple社も「HomePod」スマートスピーカーを発売しており、  
日本で発売されるのが楽しみです・・・

日本では、どちらのメーカーが人気が出るのでしょうか？  
また、時節柄クリスマスプレゼントにも、良さそうですね・・・

年末に向けて何かと慌ただしいかと思いますが、  
体調管理にはくれぐれも気を付けて、  
2017 年を締めくくりにしましょう！！

それでは、今月のお役立ち情報です・・・  
今月は、税務に関するお役立ち情報です。

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように  
心掛けていきたいと思えます。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

---

切手・はがき・収入印紙等の販売いたしております。  
ご希望の方はこちらへ  
↓↓↓  
Tel : 080-5447-1040 担当：林

---

パソコン訪問指導をいたしております。  
ご希望の方はこちらへ  
↓↓↓  
Tel : 080-5447-1040 担当：林

---

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

---

本日のお題： 医療費控除について

---

12 月に入りました。  
早いもので、今年も終わりですね・・・  
寒さが日に日に増し、つらいなと感じていると、  
毎年のことですが、税務署からも大きな書類が届きます。

年末調整、法定調書、確定申告、、、  
これから実施しなければならない作業が続きますが、  
みなさん優先順位を決めて進んでくださいね！

ちなみに、今年の年末調整は、大きな税制改正はありません！！

それでは今月のお役立ち情報は、  
税制改正があった『医療費控除』についてお話しします。

今更ではないのですが『医療費控除』とは、  
治療・療養のための支出をした場合に税金が少し減額できる制度です。

ただし予防のための支出はダメです。  
したがって、下記の事例では、③以外は対象になります。

- ①ケガをして病院にいった
- ②風邪をひいて薬局で薬を買った
- ③インフルエンザの予防接種を受けた

④健康診断を受けた結果、重大な病気が発見され治療した

控除できる金額は、簡単にご説明すると、  
1年間に10万円超の支出をした場合の超過分です。

詳細はこちらを・・・

↓↓↓

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>

では、ここからが本題です！！

ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、新しくできた医療費控除は、

「セルフメディケーション税制」です。

↓↓↓

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1132.htm>

以前の医療費控除は、病気になってから、ケガをしてからの支出が対象でしたが、  
この税制は病気になる前（予防時）の支出を対象にする税制です。

- ①メタボ予防、病気予防、に対して支出した金額を控除
- ②従来からある医療費控除と選択適用

具体的には、

条件① 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている者が、

一定の取組みとは、

人間ドック、健康診断、健康診査、予防接種、がん検診、、、  
を受診した者

条件② 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合

薬局などで、セルフメディケーション税制の対象商品である旨が  
表示されている医薬品を購入（スイッチ OTC 医薬品といいます）

条件③ 特定一般用医薬品等購入費 12,000 円超の金額が対象、上限は 88,000 円まで

いかがでしょうか??

従前の医療費控除は、一般的に 10 万円超の部分が対象で、

少しハードルが高かったのですが、

この税制は、ハードルが低いので対象になる方が多いのではないのでしょうか？

ただし、条件①を実施した者でないとダメですけどね・・・

以上ですが、メタボ予防で毎日体調管理をしている方、  
種々の病気の予防のために健康管理をしている方で、  
年間の支出が多い方は、少しは税金が安くなりますので、  
ぜひ使ってくださいね！

最後に、平成 30 年の確定申告から、医療費控除の領収書の原本を  
提出又は提示しなくてもよくなりました。

明細書を提出するだけで、原本は保存でよくなりました。

↓↓↓

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/iryokoujyo\\_meisai.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/iryokoujyo_meisai.pdf)

ご参考までに・・・

それでは、次回もまたお楽しみにしてください！！

---

■ご友人、知人にもこのメルマガをご紹介頂ければ、幸いです・・・  
ご希望の方はお手数ですが、「メールマガジン希望」とご入力いただき、  
ご紹介者の お名前 と メールアドレス  
をこちらにお送りください。

↓↓↓

[mikiko-rin@zm.commufa.jp](mailto:mikiko-rin@zm.commufa.jp)

---

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから・・・  
ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、  
こちらにお送りください。

↓↓↓

[mikiko-rin@zm.commufa.jp](mailto:mikiko-rin@zm.commufa.jp)

---

林 真一 税理士事務所  
パソコン会計スクール  
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号  
TEL : 058-248-2992  
E-mail : [s\\_h@xb4.so-net.ne.jp](mailto:s_h@xb4.so-net.ne.jp)

---